

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 9 号	法 規 集	第 10 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	商工労働部商業観光流通課		
条 例 の 概 要	神奈川県立芦ノ湖キャンプ村の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	芦ノ湖キャンプ村は、県民が恵まれた自然環境の中での観光レクリエーション活動並びに自然及び人とのふれあいを通じ、ゆとりと潤いを実感するとともに自然の大切さを学ぶための施設として設置されたものであり、現在においても必要な施設である。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県立芦ノ湖キャンプ村の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	芦ノ湖キャンプ村は、ケビン棟やキャンプサイトなどの宿泊施設等を県民の利用に供するなど、観光レクリエーション活動並びに自然及び人とのふれあいを通じ、ゆとりと潤いを実感するとともに自然の大切さを学ぶための場を提供するとともに、災害時において一時避難場所として施設等を提供するなど、県民福祉の向上のため有効に機能している。	平成 19 年度利用件数 5,977 件 利用客数 26,965 人
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	芦ノ湖キャンプ村において、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。 そうした中において、さらに効率的な施設運営を行うため、利用料金の徴収方法について検討する余地がある。	指定管理者 (社)神奈川県観光協会 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	芦ノ湖キャンプ村は、指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵触 しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正 ・廃止 を検討する。	運営の効率性を高めることを目的とし、利用料金の徴収方法について、今後検討する余地がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>